

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和3年12月27日 午後3時34分～午後5時18分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	梅山 耕一郎
教育次長	東 政信
管理部長	西村 和修
学校教育部長	増田 裕一
学校教育部次長	橋本 貴宗
学校給食担当部長	山木 聡
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	西田 啓行
幼稚園・高校企画推進担当課長	谷 章
いじめ防止生徒指導担当課長	石本 将史
中学校給食整備担当課長	玉木 喜博
社会教育課長	松田 陽子
スポーツ推進課長	荻田 昭憲

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第58号 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について
- (2) 議案第59号 尼崎市立学校給食センター条例施行規則について
- (3) 議案第60号 尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則について
- (4) 議案第61号 工事請負契約の締結について(サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事)
- (5) 議案第62号 工事請負契約の締結について(サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事)
- (6) 議案第63号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告

- (1) いじめ重大事態の経過報告について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時34分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第58号 中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する

条例について」、また、「議案第61号」及び「議案第62号」の「工事請負契約の締結について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第58号」、「議案第61号」及び「議案第62号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第2「議事」の「議案第63号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」及び日程第3「協議・報告」の「いじめ重大事態の経過報告について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第63号」及び「協議・報告」の「いじめ重大事態の経過報告について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。10月定例会及び10月11日の臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。10月定例会及び10月11日の臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、10月定例会及び10月11日の臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第59号 尼崎市立学校給食センター条例施行規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。山木 学校給食担当部長。

学校給食担当部長 学校給食担当部長でございます。議案59号「尼崎市立学校給食センター条例施行規則について」を説明させていただきます。本案は「尼崎市立学校給食センター条例施行規則」の制定について議決を求めるものでございます。議案説明資料に沿ってご説明しますので、6ページをお願い申し上げます。件名は「尼崎市立学校給食センター条例施行規則」についてでございます。次に1の「制定理由」でございますが、学校給食センターの学校給食の業務を一括で調理する共同調理場であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条による教育機関である事から、同上の規定に基

づき、条例により設置する必要があるため、令和3年の2月議会に尼崎市立学校給食センター条例の提案を行い、条例を制定しております。条例につきましては7ページの方に具体的な内容を添付しております。本案は、この条例が令和4年1月1日から施行することに伴い、学校給食センターにおいて調理された給食を提供する対象校を明確化するために、規則を制定するものでございます。2の「主な制定内容」につきましては、対象校は記載の通り市内17校の中学校を記載しておりますので、ご清覧ください。3の「施行期日」は、条例の施行日が令和4年1月となっておりますので、同条規則も令和4年1月1日からを予定しております。説明は以上でございます。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

白畑教育長 条例には学校名は書いていないのか。

学校給食担当部長 基本的には条例の設置理由である教育機関を定める事だけを書いており、あとは6条で記載しているとおり具体的な学校給食を定める内容を教育委員会が定める事としています。そのため、この条例施行規則において、どの学校で実施するのかを明確化させていただいたところでございます。

徳山委員 あまようは中学校に含むのか。

学校給食担当部長 小・中と連携して行っていますが、あまようは自校調理で学校の中で作っておられ、個々の状態に応じて調理をされているので、今回の規則には入れておりません。

徳山委員 例えば小学校で食中毒が起こった場合など、あまようで代わりに作ってあげることはないのか。

学校給食担当部長 例えば災害時等も含めて緊急時の対応は、別に定めなくてもよいと法制課に助言いただいております。仮に恒常的に小学校が実施するのであれば、あまようも実施すると記載しなければならないですが、臨時的な部分については、あくまで一時的な部分の運用なので定める必要はないという解釈をしているところです。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第59号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第59号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第2「議事」の「議案第60号 尼崎市学校運営協議会の設置等に関する

規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。松田 社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課長でございます。議案第60号「尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」につきましてご説明申し上げます。議案書の8ページをお開き願います。本規則案は、学校運営協議会の設置、組織及び運営に関して運用上の所要事項を定める「尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」につきまして審議を求めるものでございます。それでは規則案の主な内容につきまして、議案説明資料よりご説明いたします。恐れ入りますが14ページをお開き下さい。まず1の「制定理由」でございます。公立学校において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会を設置するため、学校運営協議会の組織及び運営等について所要事項を定めるものでございます。次に2の「主な制定内容」でございます。主な内容といたしましては、1つ目として、学校運営に関する基本的な方針の承認等。2つ目として、学校運営等に関する評価等。3つ目として、保護者等の参画の促進等のための情報提供。4つ目として、学校運営等に関する意見の申出。5つ目として、組織等。6つ目として、任期についてとなっております。なお、5つ目の組織等におきまして、「委員は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。」と定めております。また、内容の読み上げにつきましては割愛させていただきますので、ご清覧賜りますようよろしくお願いいたします。また、資料といたしましては、16ページから文部科学省のひな型や他市で制定されている規則との比較表などを添付させていただいております。3の「施行期日」につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第60号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 15ページに、「協議会は、委員15人（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、20人）以内で組織する。」とあるが、2つの中学校で1つということも考えられるということか。

社会教育課長 はい。想定できることとしましては、例えば小学校で運営協議会を設置していますが、小学校から進級する中学校と合同で持ちたいという事が考えられるかと思っております。

太田垣委員 尼崎市は、コミュニティ・スクールを運営しやすい環境にあるのか。

社会教育課長 平成28年度から地域学校協働本部で地域学校協働活動のコーディネーターを置いて実施したことが基盤としてありますので、そういった意味では、他市からは導入しやすいのではないかというような声をいただくことが多いです。実感としましては、コーディネーターを足がかりとして地域の方、運営協議会のメンバーを探すことにもなりますので、やりやすいところはあるかと思えます。

- 白畑教育長 学校協働本部を先行して実施している市は結構珍しいようです。活動を先に活性化させてからコミュニティ・スクールという段階を踏んできたので、学校によって差があるところもあり課題はありますが、本市は、活動は活発な方と感じています。コミュニティ・スクールを先に作った市は活動がついていけない部分があるというような話を研修でお聞きしました。
- 太田垣委員 個人主義社会になってきているので、新しい町や新興住宅街ではなかなか難しいと感じる。
- 正岡委員 先ほどの徳山委員の質問に関連して伺うが、2つ以上の学校とは、中学校と中学校はあまり想定されておらず、小学校と中学校の連携を想定されていると思う。例えば、尼崎市内で小学校2校が1つの中学校に行くとなった場合、2つ以上なので3つの学校で構成される運営もあり得るのか。その場合も20人以内で組織することになるのか。
- 社会教育課長 中学校と中学校は、現時点では想定をしておりません。地域の方から委員になっていただくので、中にはすごく中学校に近い所もありますが、ある程度離れているとなると、地元の方に支えていただくという意味では、小学校と中学校は想定している所ではあります。おっしゃられる通り、確かに3つ以上の学校が、中学校に小学校から上がって行く所があります。中学校のコミュニティ・スクールの立ち上げについては、令和5年度を目途に準備していこうと思っております、そのあたりを令和4年度に現場のご意見を聞きながら、整理していきたいと思っております。
- 正岡委員 例えば、3つの小学校から同じ中学校へ上がっているところでは、1つの小学校と中学校と一緒に運営していくことになった場合、あと2つの小学校にとっては、この小学校だけなのか、みたいなことにはならないのか。
- 社会教育課長 小学校と中学校の連携はとても大事なことです、もしそういう事になった場合でも、必ずそこを連携する方法は模索していきたいと思っておりますので、どういった小学校と繋いでいけばいいかも含めて、現場のご意見を伺いながら準備を進めて参りたいと思っております。
- 中平委員 2以上の学校については、1対1の小・中の関係であれば、比較的わかりやすいと思うが、尼崎の場合は複数の小学校が1つの中学校に行くので、どこの小学校とだけ組むのかといった問題が起きた時に、非常に難しいと感じる。また、選択肢が多い事で逆に迷われるような事があるのなら、1校ずつ設置する方が、趣旨としては明瞭ではないかと感じた。もう1点、委員の任命に関して伺うが、保護者や学校の校長、職員の方が入っている状況の中で、地域の方よりも学校の教職員の方が多き運営も可能な書き方になっているかと思うが、どれぐらいのバランスが適切なのかというような運用方針みたいなものは既に作成しているのか。

社会教育課長 まず、中学校も1校ずつではどうですかという所に関しましては、もちろん学校の実情に応じて1校ずつという事も考えられます。ただ、地域に学校を支援して下さる方が無尽蔵にいらっしゃるわけではないので、その辺の兼ね合いを見ながら、1校とするのか連携校とするのか判断してまいります。また、連携校も全部が無理だとしても、例えば進級元の小学校の校長等にオブザーバーとして会議に出席してもらう事も考えられますし、何かしらの連携を図って行く事が効果的ではないかなとは考えています。次に、組織等で学校の職員が半数以上いた場合についてですが、もちろんそれは運営に対して、地域の方や保護者の意見を反映させていこうという事なので、例えば何かを決めるのに過半数で決定する際に、学校の職員で半数以上いるのは本来の趣旨から外れるものであると思います。そのため、2条の設置の目的である保護者や地域の方の参画を図っていく事から考えますと、手引き書のようなものを社会教育課で作成し、学校の職員は3分の1程度に留めてくださいといった事は入れてもいいのではないかと考えております。現状では、多い所で15人中4人が最大だったと思います。ほとんどは校長と教頭というパターンになりますので、学校の職員が3分の1を超えるところは無かったと思います。

徳山委員 設置校の所在する地域の住民とは、居住者であって、そこで事業を営む方は含まれないのか。

社会教育課長 想定していたのは地域の住民で、事業者は想定しておりませんでした。そのあたりは住民等の定義づけを確認してまいりたいと思っております。なお、運営協議会に参画いただける中では第7条第2項第3号で「設置校の運営に資する活動を行う者」という規定がございますので、その事業者が何かしら学校にこれまで良いご支援を賜っているのであれば、この範疇で考える事もできるのではないかと思います。

白畑教育長 今後、高校へコミュニティ・スクールを広げていく事を想定すると、事業所も入ってもらった方がいいかもしれません。

社会教育課長 高等学校は広範囲で通われる、あるいは市外からも通われる事ありますので、その地域の住民をどう捉えるかも検討して参りたいと思います。

徳山委員 地域が抱える問題として、例えば通学路の事について話し合うのであれば、そこでお店を出している方も重要になって来る。JR 尼崎駅近辺の方は大阪市内や神戸で働いている方も多し。そう考えると事業者も含めた方がいい気がする。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第60号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第60号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会12月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、42ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。11月30日及び12月20日に「政策推進会議」が開催されました。議会関係では、11月26日から29日にかけて「11月市議会臨時会」が開催され、11月26日の予算特別委員会（文教分科会）において、市立高校の無線LAN環境整備に係る補正予算がご審議されました。また、12月7日から22日にかけては、「12月市議会定例会」が開催され、一般質問においては多くの議員から幅広くご質問いただき、計97問の質問がございました。さらに、12月16日の文教委員会では、県立高校入学生に対するタブレット端末の公費負担に関する陳情が1件審議未了となり、予算特別委員会（文教分科会）では、前回の教育委員会臨時会で可決いただきました12月補正予算について、ご審議いただきました。次に、学校教育関係でございます。12月2日に「尼崎市小学校読書感想文・感想画発表会」が開催されました。また、12月4日には「尼崎市立学校給食センター竣工式」を晴天のもとで開催することができました。続いて、社会教育関係でございます。11月27日に「人権週間のつどい」、12月7日に「人権マンガ表彰式」が開催されました。最後に、1月の主要行事予定表でございます。1月11日に各学校園で始業式が予定されております。また、1月17日には「1.17は忘れない」地域防災訓練を各学校で実施予定としております。教育委員会関係につきましては、第6回教育委員協議会を1月17日の15時30分から、1月定例会につきましては、1月24日、15時30分から開催を予定しております。報告は、以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会12月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時18分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。